

公害医療機関 各位

神戸市保健所保健課

## 公害健康被害補償制度の被認定者に対する 肺炎球菌の予防接種の取扱いについて

平素は、公害健康被害補償制度の実施にご協力いただき御礼申し上げます。

公害健康被害補償制度の被認定者に対する肺炎球菌予防接種の接種料金について、下記のとおり取り扱いとなりますので、再度周知いたします。

### 記

#### 1. 接種料金の取扱いについて

令和 8 年 4 月 1 日より、高齢者肺炎球菌の定期予防接種で用いるワクチンが「23 価肺炎球菌ワクチン（以下、ニューモバックス NP）」から「20 価肺炎球菌ワクチン（以下、プレベナー 20）」へ変更となりましたが、公害健康被害補償制度の被認定者に係る接種料金については、定期予防接種の対象者・非対象者にかかわらず、下記のとおり取り扱っております。

※肺炎球菌ワクチンは、呼吸器の慢性疾患のある患者における感染症予防に有効であるとされていることから、認定疾病の続発症予防として使用される場合の接種料金については、従前どおり、保険適用診療の「ニューモバックス NP」のみ、自己負担なしで公害診療報酬にてご請求いただけます。

なお、「プレベナー 20」は保険適用外のため、公害診療報酬にてご請求いただけませんので、ご留意ください。

#### 2. 接種に係る患者様への説明について

##### ① 自己負担について

「プレベナー 20」の接種を希望する場合は、自己負担が発生します。

##### ② 健康被害救済制度について

定期接種対象者（65 歳かつプレベナー 20 を接種）は予防接種法に基づく救済

定期接種対象外（対象年齢外またはニューモバックス NP を接種）は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による救済

上記について、患者様にご説明いただきますようお願いいたします。

【神戸市公害診療報酬審査委員会事務局】

神戸市健康局保健所保健課 公害担当

電話 078-322-5248（直通）